

2022年のベストセラー小説である原田ひ香さんの『三千元の使いかた』はこんな風に始まります。「人は三千元の使い方人生が決まるよ、と祖母は言った。え？三千元？何言っているの？」。本の帯には「知識が深まり、絶対“元”もとれちゃう“節約”家族小説！」とあります。あなたなら三千元をどう使いますか？

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【迷ったら「変化」を選ぶ】

帝国データバンクによれば、今年100周年を迎える日本企業は1065社。「100年企業」は約3万社（日経BPコンサルティング調査／2020年3月時点）にもものぼるそうです。世界の「100年企業」が約8万社なので、日本は世界でもまれに見る長寿企業大国なのです。振り返ってみれば、100年前は第一次世界大戦後の不況が続く、関東大震災があり、また戦争があり、高度経済成長期を経験してオイルショックが2回あり、その後バブル経済やITバブルがはじけ、リーマンショック、阪神淡路大震災、東日本大震災、そしてコロナが世の中を大きく変えました。こんな苦難な時代を乗り越えてきた「100年企業」には、キューピー、ハウス食品、清水建設、竹中工務店、小学館、任天堂、グリコ、旭化成など、誰もが知っている有名企業がずらりと並びます。

2011年版中小企業白書によると、創業5年以内に廃業する率は約2割。そんな状況の中、100年以上の歴史を重ね、今なお経済をリードしている企業には3つの共通点があるようです。「変化をいとわない」「社員を大事にする」「地域貢献」。中でも注目したいのが「変化をいとわない」です。物事がある程度長く続くと、過去の成功体験やしがらみなどに縛られて大胆な選択ができなくなってきました。すると「ここまで続けてきたからやめるわけにはいかない」という気持ちが大きくなり、継続していくことが目的になってしまいがちです。しかし現状維持は衰退の第一歩。長く続けていくためには、今までとは違う選択をすることが継続への活路になることもあります。



革新的なことをすると批判も受けますが、常識に捉われずにチャレンジし続けた結果の「100年企業」なのでしょう。日本のコンビニの父、鈴木敏文さんは以前「人間は一方で何かにしがみつきのながら、もう一方で新しいことに挑戦することはできません。自分では一歩踏み出したつもりでも、思うように前に進まない人は、無意識のうちに何かにしがみついているのかもしれない」と言っていました。自分は何かにしがみついていないだろうか。迷ったら変化を選ぶ大胆さと勇気を持ちたいものです。

トレンドを斬る!

「宇宙パズル」は宇宙飛行士選抜試験に使われたホワイトパズルをモチーフにした、真っ白なジグソーパズルです。99ピース

でも2時間を要するほど難しく、ディスカバリーに搭乗した山崎直子さんが取り組んだ300ピースはさらに難易度が上がります。驚くのはその販売数で、販売開始から10年で22万個も売れています。何の変哲もない白いパズルに、宇宙飛行士と同様の忍耐力を鍛えるという醍醐味（だいごみ）を与えた、ストーリーで売ってお手本のような商品です。



今を生きる
先人の言葉

いつの日かは
決してやまさない

イギリスの出版会社の経営者であるヘンリー・ジョージ・ポーンという言葉。仕事でも家族サービスでもダイエットでも「思い立ったが吉日」精神を肝に銘じておこう。

知ってこ! 「税務のマメ知識」

【社会保険料の延滞金は経費にできる?】

税金は決められた期限までに納める必要があります。例えば法人税は決算日の翌日から2カ月以内に納付しなければなりません。期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から2カ月を経過する日までは「年7.3%」か「延滞税特例基準割合+1%」の低いほうを、納期限から2カ月を経過する日の翌日以後については「年14.6%」か「延滞税特例基準割合+7.3%」のどちらか低い割合で計算した延滞税というものが本来の税金以外にかかってきます。ちなみに延滞税特例基準割合とは、財務大臣が告示する平均貸付割合に、年1.0%の割合を加算した割合のことです。また延滞税以外にも過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税といった多くの加算税もあります。これらの税金は、法人税を計算する上では損金不算入となり経費として認められません。一方で社会保険料や労働保険料についても、納期限までに保険料を納めなかった場合、同様に延滞金を支払わなければなりません。ただしこの延滞金については、法人税を計算する上では損金に算入することができます。同じ罰則的な意味合いの延滞金を支払っても、処理の仕方はまったく異なります。いずれにしても本来は支払う必要のないお金です。税金や社会保険料などは、しっかり資金繰りをして期限までに納めるように心掛けましょう。



延滞は... 労働保険料についても、納期限までに保険料を納めなかった場合、同様に延滞金を支払わなければなりません。ただしこの延滞金については、法人税を計算する上では損金に算入することができます。同じ罰則的な意味合いの延滞金を支払っても、処理の仕方はまったく異なります。いずれにしても本来は支払う必要のないお金です。税金や社会保険料などは、しっかり資金繰りをして期限までに納めるように心掛けましょう。

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【株式報酬制度】

企業が役員等への報酬として自社株を付与する制度のこと。インセンティブ報酬のひとつであり、成果に対するモチベーション向上や優秀な人材の流出防止、キャッシュアウトを防ぐメリットがある。これまではストックオプションが一般的だったが、2016年の税制改正による譲渡制限付株式の解禁で導入企業が増加した。他にも株式と現金で支給といった柔軟な制度設計が可能な業績連動型株式報酬制度などが注目を集めている。

トナリの本棚

【苦しかったときの話をしようか】

経営危機にあったUSJを劇的に復活させた森岡毅が、娘に宛てた手紙を本にしたビジネス書。自分の強みを磨いてブランディングする方法を平易な言葉で書いています。行動を起こすきっかけになる一冊です。



元氣と氣づきを提供する

豊島区池袋の佐藤茂税理士事務所

豊島区池袋2-60-7 ルート池袋第3ビル4階

電話：03-3988-8820 FAX：03-3988-8824

<http://www.satousigeru.jp>

mail：info@satousigeru.jp